

放課後等デイサービスとの連携 ケース相談(個人)【施設→学校】

◆ケース相談の申し込みについて

- ・ケース相談…学校・事業所・保護者のいずれかが必要と判断したときに設ける。
- ・個別の教育支援計画について…学校・事業所・保護者のいずれかが必要と判断したときに開示する。
*開示を希望した者が、保護者の承諾を得る。【様式3】
- ・ケース相談の実施に際しては保護者の同意を得る。(相談者)【様式2】
*相談内容が保護者対応等の場合は、必ずしも同意を得なくてもよいこととする。(応相談)
- ・申込書、同意書、承諾書は、郵送またはコーディネーター、各部主事に手渡しとする。

◆提出書類

- ・申込書【様式1】 保護者同意書【様式2】
- ・個別の教育支援計画の開示を希望する場合は保護者承諾書【様式3】

